○特許庁告示第二号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十七年一月十三日

特許庁長官事務代理
総務部長　堂ノ上武夫

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第四十九号	平成二十六年十二月二十二日	株式会社みらい知的財産技術研究所 東京都新宿区本塩町８番地２ （代表取締役　西澤紘一）	十四　先行技術調査（生産機械） 工作機械、ＮＣ（数値制御、マニプレータ、手工具、生産管理、プレス加工、レーザ加工・溶接、放電加工、非金属の加工、半導体材料の機械的処理、マイクロマシン等） 十七　先行技術調査（生活機器） 家庭用電気機械器具（掃除機、食器洗機、洗濯機、アイロン等）、清掃、コネクタ、照明、スイッチ等 十八　先行技術調査（熱機器） 燃焼、電気加熱、ストーブ、レンジ、暖房、ボイラ、乾燥、調理機器、肉・魚・野菜の加工、冷凍、ヒートポンプ、製氷、冷蔵庫、空気調和、加湿、換気、ダクト、熱交換、管一般等 二十八　先行技術調査（画像処理）	株式会社みらい知的財産技術研究所 東京都新宿区本塩町８番地２住友生命四谷ビル３Ｆ・６Ｆ

○国土交通省告示第二十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第5300号	第二種両色灯	ＭＬＢ－５ＡＢ２	株式会社小糸製作所	東京都港区高輪４丁目８番３号

○国土交通省告示第二十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－524号	表面仕上材（上張り材）	ショウダンプ　Ｎ　Ｈ－５(Ｗ)	昭和電線デバイステクノロジー株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
第Ｆ－525号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ショウダンプ　Ｎ　Ｈ－５(Ｆ)	〃	〃

○国土交通省告示第二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－１号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）	ＳＨＩＮＫＯＨ　15－Ｂ－０－650－１	シンコウ株式会社	東京都品川区南品川二丁目２番７号
第Ｓ－２号	〃	ＳＨＩＮＫＯＨ　15－Ｂ－０－700－１	〃	〃

○国土交通省告示第二十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
トーハツマリーン株式会社　本社工場	長野県駒ヶ根市下平4495番地９	船外機（連続最大出力が74キロワット以下のものに限る。）	平成27年１月７日から平成32年１月６日まで

CG、CAD、画像認識、ファクシミリ等